令和6年1月29日

(様式1)

文部科学大臣 殿

邑楽町長 橋本 光規

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に 基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

- 施設整備計画の名称
 邑楽町公立学校等施設整備計画
- 計画期間
 令和5年度(1年間)

(担当)

邑楽町教育委員会学校教育課

住所:群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

電話:0276-47-5040 (直通)

(様式2)

3.	施設整備計画の目標									
	(1)	老朽化対策を図る整備								
	※/国別:	施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を								
	引用することができる項目									
	(2)	新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備								
	. I . m									
	を行う	予小学校のトイレについて、大便器の洋式化や配管・トイレブースの更新など衛生設備の改修 ことで衛生的なトイレ環境を整備する。								
		後中学校の既存のブロック塀を撤去し、新しくフェンスを設置することで外部からの侵入を防 を徒たちがより安全な学校生活を送るための環境を整備する。								
	(3)	教室不足の解消等を図る整備								
	(4)	教育環境の質的な向上を図る整備								
	(5)	施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備								
	1									

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備(担当)

(1) 現在の学校等の整備状況

	学校	等					
小学校		4	校				
中学校	中学校						
義務教育学校	義務教育学校						
中等教育学校(前期	中等教育学校(前期課程)						
特別支援学校(小学	特別支援学校(小学部及び中学部)						
幼稚園等(特別支援	幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)						
高等学校等(特別支持	高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)						
教員及び職員のため	教員及び職員のための住宅						
学校給食施設	単独校調理場		箇所				
	共同調理場	1	箇所				
スポーツ施設	学校水泳プール	6	箇所				
	学校武道場	2	箇所				
	社会体育施設	3	箇所				

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和元年5月
国土強靭化地域計画 ^{※2}	有	令和4年3月

^{※1} インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により 確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとす。 ※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画事業について、計画実施後、目標の達成状況を把握・確認し、評価する。その結果をホームページで公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

	目標	事業区分	整備方針			事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施		
学校等の名称			事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約~完成)	(m [*] 、箇所 等)	うち、 補助対象 面積等	(千円)	うち、対象内 実工事費 (千円)	年度 (予定)	備考
中野小学校	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	_	R6.3~R6.3	20	20	11,710	11,710	令和5年度	
邑楽中学校	(2)	06	大規模改造(防犯)	校	-	R6.3~R6.3			11,000	11,000	令和5年度	
計									22,710	22,710		
(参考)負担金事業												